

令和2年12月甲良町議会定例会会議録

令和2年12月11日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第68号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第71号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
- 第4 議案第72号 令和2年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第73号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 再議第10号 令和2年第8回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について
- 第7 議員派遣について
- 第8 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	11 番	西 澤 伸 明
12 番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建設水道課長	村 岸 勉
企画監理課長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建設水道課参事	丸 山 正
保健福祉課長	中 村 康 之	総務課主幹	岩 瀬 龍 平

産 業 課 長 西 村 克 英

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美 書 記 中大路 愛

(午前 9時10分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は11人です。議員定足数に達していますので、令和2年12月甲良町定例議会3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田充議員、4番 山田裕康議員を指名します。

次に、日程第2 議案第68号を議題とします。

本案に対する討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

現在までの不合理性、不整合性を改善する点に踏み出したことについては、賛同するものです。主に以下の事項であります。

1つ目は、人権課が担っていた住宅管理部門を同対法のもとで担ってきた、負担もしてきた新築資金等の残務を総務課、そして建設水道課にそれぞれ振り分けたこと。2つ目は、独立した人権課をなくしたことです。これは、ただ、幾つかの矛盾を抱えて、経過的改革であることを指摘しておきたいと思います。

それは、1つには、人権の尊重。人権を尊重した施策の推進は、町政全体を貫く最重要の課題であります。それは地方自治法に、地方自治体の任務は、住民の福利の増進にあることがうたわれています。端的に表れています。

2つ目に、両センターの役割を、東学区西学区の交流に重点を置くとしているものの、地域センターを引きずったものとならざるを得ないと思います、残しています。住民合意の形成が大変必要でありますし、そして、私が一般質問でも取り上げさせていただきました同和という問題を問題にする必要のない甲良町政、そして地域、これをつくっていく上では、住民合意が欠かせないものだと思います。その点で、人権センターないしは、それから地域センターですね、その機能を、名称がどうあるにせよ、残していくというのは、やはり、これは経過的な問題で、今後の改善課題であります。そういう点では、議論がまだまだ尽くされていないというように私は考えました。

そういう点で、さらに議会の議論、それから、町民との対話、町民同士のいろんな意見の交流を重ねながら決めていくというプロセスに踏み出していくということが大事でありますので、今回、この12月議会で機構改革がその前に提案されましたけれども、その議論がまだ十分整っていないというように思いますし、それから、町民の中には、同和対策事業でできたいろんな

負の問題、それから前進面もあります。そういうことが、フリーに、つまり、自由に、話し合える状況をつくり出すということが大事でありまして、現在では反対とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 5番 野瀬でございます。

統合することによって、統合前より業務が削られることはないとは思いますが、庁内では今まで行ってきた業務がうまく回るかどうか、この辺の心配の声がかなり上がっております。機構改革を行っても、今までどおり、人権施策を実施することを強く望んで賛成といたします。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 議案第68号に対して反対討論をさせていただきます。

この議案のことに対して、やはり集落との話合いが十分にされていないように感じますし、この12月議会だけの審議だけでは判断するには足りないと思います。このことに対してやっぱり十分な話合いを行い、審議を十分に行ってからでないと駄目であると思うことから、今回は反対とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** 私も同じく、もうちょっと説明不足というか、町民が納得していないところがありますので、これは町民の声を聞きながら、今日は今、言わせていただきますけど、もう一つやっぱり今後、この先どのようになっていくのかいう、きちっとした何か書類でもあればいいんですが、今のところこのままでは納得できないという声を聞いておりますので、今回は反対させていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

岡田議員。

○**岡田議員** 私もちっと今回は反対の討論させていただきたいと思います。

ここ数日、うちの両センターのところの住んでおられる区内の皆様からも、まだまだ内容も分からないし、やっぱり不安が先に立っておられる方が非常に多く、私どもとしても、機構改革自体は進めていくべきだと思いますけれども、やはり町民の皆様の声を聞くと、不安の方が非常に大きく、今すぐ岡田君考えなあかんことかということもお聞きしてますので、機構改革自体に反対というよりは、町民の皆様の声を聞いて、もう少ししばらく丁寧な審議をしていただきながら、合意形成を努めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

私も反対討論させていただきます。

かつて、北川町長時代から機構改革をしなければならないと、私も一般質問等で発言させていただいておりました。しかし、今回、この案を、この案だけが反対じゃなくて、これはなかなかいいところもあります。もう少し慎重に、もう少し時間をかけて審議していただければ、必ずや理解していただけると思うんですが、ちょっと時期尚早ということで、今回は反対させていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、議案第68号は否決されました。

次に、日程第3 議案第71号を議題とします。

本案について討論ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

賛成討論にあたりまして若干の意見を述べます。

近江牛の生産を守る観点から、町内の畜産飼育業者への支援金制度を創設、予算化したことを歓迎したいと思います。

今、新型コロナウイルス感染拡大の第3波と言われる危機的状況が広がっており、昨日の発表で東京は600人を超え、全国では2,954人と、3,000人に迫る勢いで、過去最多の危機的事態が進行しています。そんな中、政府は、4日、事業規模総額73兆円で、2020年度第3次補正予算と21年度当初予算に30兆円を計上するとの追加経済対策を発表しました。これに対して、我が党の小池書記局長は、7兆円も残っている予備費についても、適切な執行と言うだけで、まともな活用策が示されていないなどと指摘した上で、その多くはポストコロナに向けた基金の創設とか国土強靱化の名による公共事業の上積み、そしてG o T o事業の延長などです。肝心の検査、

医療や暮らし、営業支援の予算は僅かなものにすぎない。今求められているのは、ポストコロナの対策ではなく、現実のコロナ感染の広がりに対する緊急対策だと指摘し、政府には危機感が全く欠如していると厳しく批判しました。

私たち日本共産党は、菅政権が国民に感染防止策や自粛を呼びかけるだけの無為無策を批判し、医療機関、福祉、高齢者施設などの面的な大規模なPCR検査を全額国庫負担で実施し、無症状陽性者を早期に見つけ、保護、隔離、治療し、感染爆発を防ぐこと、自粛要請と補償はセットで、複数回の持続化給付金実施など、政府に強く要請しているところです。

このような状況の中だからこそ、甲良町がPCR検査補助、2万5,000円100人分を予算化したことは、国、県のPCR検査の抜本的拡充を求め、実施させていく力になるだろうし、ぜひ実現させねばなりません。そのためにも、来年度も引き続いて予算計上し、大型事業を抜本的に見直し、暮らしと営業を守り、子育て応援策の抜本的拡充の予算、具体的には、出産祝い金の増額、高校卒業までの医療費無償化、保育園保育料のさらなる軽減、学校給食の無償化など、また、町内循環バス、給食サービスなど、さらに住宅リフォーム補助制度の拡充などを優先して配分すべきだと強く要請します。

この財源は、大型事業の見直しにあります。そして私も、その実現のために全力を挙げることを表明して討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第4 議案第72号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 補正予算という範囲内で賛成するものです。加えて、来年度8期の介護保険事業、高齢者の保健計画、保健福祉計画が策定をされている最中です。負担額が大変重くなるというのが現実の姿となっています。その軽減策を強く求めて、補正予算という範囲内で賛成とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第5 議案第73号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第6 再議第10号 令和2年第8回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について、議題とします。

本件は、町長から、11月30日、発議第21号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の議決について、権限を超え、又は法令に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。

この際、町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 再議第10号 令和2年第8回甲良町議会臨時会において議決された議案に係る再議について説明申し上げます。

令和2年12月2日、私から議会議長宛て再議書を提出させていただきました。令和2年第8回甲良町議会臨時会において議決された発議第21号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)については、下記理由により異議があるので、地方自治法第176条第4項、議会の瑕疵ある議決に対する長の措置の規定に基づき、再議に付するものでありま

す。

理由でございます。令和２年第８回甲良町議会臨時会で、上記議案を審議していただきましたが、議会の権限を超え、又は法令に違反した条例案であり、地方自治法第２０４条普通地方公共団体の長に給料を支払わなければならないという規定であります。第１４条第１項、条例の制定規定でありますに違反しております。

１、地方自治法第２０４条第１項は、地方公共団体の長に対して、給料等を支給しなければならない旨を規定しています。

まず、上記条例案の提案理由によれば、２件の責任のけじめとして、町長給与の減額処分を提案しますとされています。町長への懲戒目的で、条例案が提案されています。しかし、地方自治法には、地方公共団体の長を懲戒する旨を定めた規定はありません。したがって、懲戒目的で給与を減額することは、地方公共団体の長からの提案であればともかく、議員の提案によって、地方公共団体の長の懲戒を目的とした給与の減額はできず、考慮すべきではない事項を考慮したものであるから、上記第２０４条第１項、第１４条第１項に違反していると考えます。

なお、甲良町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、町長には適用がないものの、同条第３条で懲戒処分としての減給につき、減給は１日以上６月以下、給料の１０分の１以下を減ずるものとする定められています。減額２０％を６カ月との提案は、職員の懲戒基準をも超過したものです。

２、次に、上記条例案は、本来給与額の５０％を超過する額を減額するものであり、給料等を支払うべき旨を定める上記第２０４条第１項、および法令に違反しない限りで、条例を定めることとされている地方自治法第１４条第１項に違反していると考えます。

３、さらに、給与減額の理由として、大町善士雄前議員の失職に関する事項が取り上げられています。

前記したとおり、懲戒目的で給与を減額すること自体が違法であると考えますが、大町善士雄前議員の失職に関する事項については、議会を軽視しているものではありません。議員の資格は、本来、議会の自律性のもとに判断される事項でありますし、甲良町個人情報保護条例に従えば、実施機関以外に個人情報を提供すること自体が原則的に禁止されているものであり、当時の町長の判断に関し、情報を提供しなかったこと自体が議会を軽視しているものではありません。

したがって、議会を軽視したことを問題として、給料を減額することは、本来考慮すべきではない事項を考慮したという点において、やはり上記第２０４条第１項及び上記第１４条第１項に違反していると考えます。

なお、情報公開請求に関する答申においては、原則的には非開示の情報であることを前提に、裁量的開示をすべき旨、答申がなされ、実施機関は答申を尊重した対応、情報公開をしています。

4、このため、上記条例案は、地方自治法第204条第1項、第14条第1項に違反しているものと考えるので、地方自治法第176条第4項の規定により再議を求めるものであります。

以上であります。

○**阪東議長** 説明が終わりました。

質疑討論については、第8回臨時会で行っておりますので、繰り返しの内容については、ご遠慮願います。

質疑はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 9番 建部。

私は発議の提案者でありますので、討論はできませんので、この再議における質疑を行います。

まず、質問に入るまでに若干の経過を申し上げます。

いみじくも、京都新聞12月1日の記事の中に、町長の給与については、これまで野瀬町長が初当選した17年、町長選でのビラの虚偽記載や友人からの借入金の選挙収支報告書への不記載などを理由に、町議による減額条例案提案が相次いだと、そうです、相次ぎました。それを第1回にして、私の発議に関わるだけで4件、そして、今期の町長選挙が終わった後、町長の給料を削減をゼロに戻すという町長提案から、議員の発議によって、40%は当分の間残すという発議が出されて、これが可決されております。それで合わせて、過去に5回の町長の減給案が提案され、可決されております。京都新聞で詳しく書いています。

これは2019年1月から3月、そしてから、7月から2020年の3月の計12カ月間においては、70%の減額であったということを書かれています。

前の町長は、自ら50%3カ月の処分を下し、その後、議員発議によって、60%12カ月という減額処分を議会から与えられました。そのときの町長は、潔くその処分に甘んじて受けておられます。

そして、野瀬町長、過去の5回のそういう処分、いずれも潔くではなかったにしても、その案については、減給処分は甘んじて受けてこられました。

がしかし、今回、この再議書によりますと、まるで議会の提案で可決された内容が不当だと言わんばかりに再議が付されました。

京都新聞は、最後の方に、これはもちろん野瀬町長からの話だということ

で書いていますが、議会の権限だから仕方がないというふうに実は出されています。そして、中日新聞へは、6割減額の決定を受けて、今後は、職員レベルの向上とコンプライアンス遵守に努めると話したと書かれています。不満はあっても、受けざるを得ないという心境で、そういったことを述べておられて、一夜明けた明くる日、こういう再議書を出されたんです。

そこで、まず1番の質問ですが、町長は今まで甘んじて受けてきた減額の処分を、今回に限って、議会の権限だから仕方がない、これからは、職員のコンプライアンス遵守に努めると言って受けながら、一夜にして、これは不当だということで再議を出している。その再議書の提出になった動機、きっかけ、原因は何なのかお尋ねします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 経過は、議員申されたことになりましたが、これの再議に至ったきっかけ、経過につきましては、議会の議案が私には重過ぎるということを判断したからであります。

○阪東議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 それでは、5点ほど質問を続けます。

まず、再議書の理由の1番目に、これも後段の部分になるんですが、議員の提案によって、町長の懲戒を目的とした給与の減額はできず、地方自治法204条第1項同法第14条第1項に違反していると、こうして表記をしているんですが、私は、町長がこの法律を解釈して、違反していると述べているんですが、その内容云々は問いません。しかし、懲戒を目的とした給与の減額はできないというなら、懲戒以外の何の目的なら町長の減額はできるんですか。そこで町長が、懲戒を目的とした給与の減額はできないと。じゃあ何なら、何の目的なら給与の減額はできるんですか。尋ねます。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 私は、この再議で申し上げておりますように、条例で定める制度の事務権能の範囲を超えていると解釈をして、それで、地方自治法の法文適用をして、違反しているというふうに解釈したからであります。何を目的ならできるかは、それは議員で判断されることだと思います。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 204条なり法第14条というのは、町長の解釈云々言いましたけど、参考に申し上げます。204条というのは、地方公共団体の町長や職員の給料を支払わなければならないという法律なんです。給料を支払うという法律。第14条というのは、議会は、法律に違反しない限り、条例をつくることができるという条項になってます。だから、それにどこに違反してい

るのか。議員は、町長の減額はできないと、そういう提案発議はできないとどこに書いてあるのか聞きたいところですが、もう町長の見解は聞きません。

次の理由です。理由の2番目、本来の給与額、2番目に最初の方に本来の給与額の50%を超過する額を減額するものであり、給料等支払うべき旨を定める上記、今の204条なりに違反しない限り、条例で定めることにとされている地方自治法第14条第1項に違反していると考えます。ということは、給料額の50%、最初は懲戒処分を目的で減額することは法律で禁じられていると。今度は、本来の給与額の50%を懲戒することは法律で禁じられているというようなことをここに書いている。その50%の根拠は何ですか。60%では駄目なんですか。それは何を根拠にして、町長はこのように書かれてるんですか。

○阪東議長 3回を超えるので、もうまとめ……。

○建部議員 いえ、続けてですので、いきます。

○阪東議長 はい。

○建部議員 まずそれ1点。そして理由の3番目。この5行目までです。議員の資格は、本来議会の自律性のもとに判断される事項であります。これって非常に大きいですね。大町前議員の失職、とりわけ裁判の判決の確定による失職のその処理なり対応は、議会が責任を持って行うべきものなんじゃないか、町長。

続いていきます。まだ続きで、議会を軽視したことを問題として、給料を減額することは本来考慮すべきでない。議会の軽視、私は、今までに総務民生常任委員会の委員長報告なり、今回の発議第21号の提案理由の中に、一部の内容として、そのことを実は書いています。それは、議会のそういう情報を提供しなかった町長の行政姿勢が議会を軽く見ているんじゃないか、議会は一体どう思っているのかという、そういう発想から議会を軽視してるんじゃないかというのは、この問題のごく一部の表記の中にそれを上げているんです。それをあたかも、議会を軽視したことによって議員提案で減給措置、発議が出されたというような言い方で、議会を軽視したことを問題として給料を減額するという、そういう表記になっているんですが、本当にその問題で給料減額したと、町長はそのことを本当にそのように思っているのか。そして、それも質問の中の項目ですよ。その再議書の3番の後ろの方、情報公開請求に関する答申においては、原則的には非開示の情報であることを前提に、裁量的開示をすべき旨答申がなされ、実施期間は、甲良町は答申を尊重した対応、情報公開をしていますと表記してる。全くうそをついてますね。この答申は、11月20日に出されている。町長自ら給与を10%3カ月、私はそれでは少ないというので、20%を6カ月の発議が出したのは、これ

は20日なんです。答申が出たのも20日。私の提案、町長も減額の提案を出したのも20日。これは議会運営委員会の日です。しかし、この答申の報告説明は、さらに後の11月27日なんです。既に減額の提案がされて、30日にその議案が上程されて審議がされるという時期。そこで町長は、その答申を尊重した対応をしていますと、よくこういう表現ができますね。その答申は11月20日に出ている。町長、この僅か20日から今日まで、どのような対応してきましたか、このことに対して。それが質問です。

最後に申し上げます。私は、この再議書に書かれている内容、全く反省、そして、町長自身の責任の重さというのが全然自覚されていないというか、ここには表記が一切ないです。この2件、下水道事業の赤字決算を出した、それを決裁した町長は大きな責任がある。そして、この大町前議員を、12日の本会議に出席させた。拒否できたにもかかわらず、結果としては、あえて出席させた、その責任の大きさ、そのことから比べて、この再議書には一切自分自身の責任なり、その反省というのは全然なくて、ただ、どんな解釈をしているか、法律を引き出して、給料50%を減ずるのは法律違反だと、そんなことを書いたりという思いで今質問しているので、以下の質問に答えてください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 質問ごとに分けてご質問いただきました。

私は、再議をするにあたって、全体的に再議書をもって、私の再議の理由を述べているものでございます。したがって、質問のありました議会を軽視をしたとか、そういうことではありません。都度これまで何度も反省の弁を述べていますし、真摯に反省をしてきたということを思っております。

この再議書については、発議第21号に対する再議書でありますので、その理由を述べているものであります。何度もになりますが、この見解につきましては、一方では反省をいたしておりますし、今回の再議については、21号をもちましての私の見解でございますので、再議の理由を書面で表しているものでございます。

以上であります。

○阪東議長 ほかにありませんか。

○建部議員 議長、町長の答弁を聞いて1点だけ。

○阪東議長 はい。

○建部議員 町長反省をした、確かにね、10月28日、8月12日に本件通知の報告を受け、長の判断によりもっと早い時点で議長へ報告しておくべきだったと反省しています。そして、今回の反省を踏まえ、甲良町犯歴事務取扱規程を作成し、事務の標準化を図りますというようなことを文書で書いて

ある。そういうことが、その反省があつて、いまだそういうことの取組の姿勢を示していない。そして、その再議書には一片たりともそういう反省なり、自分のことを認めるようなことが全然表記がされてないということで申し上げます。

以上です。

○阪東議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 私もまとめて3点質問しますので、よろしくお願いします。

それで、今、建部議員の質問を聞いて、そして町長の回答を聞いてますと、具体的かつ詳細にわたって、法との関係、それから、再議の述べている理由との関係で合っていないのではないか。つまり、妥当性に変えているということを個別に指摘5点、そして、前段では1点、合計6点ですね、それをされていますけども、総まとめで再議書に書いています。大変これ、誠意がない感じを受けて仕方ないです。

それで、ぜひ私3点問いますが、1つは、再議書の3のところに、答申を尊重した対応、建部議員も質問されました、と述べているが、答申では、情報存否応答拒否決定そのものが間違いだと断罪されているんですね。情報公開条例第8条に基づいた判断をすべきだと。つまり、第8条は非公開であっても、公益または行政の公平性、もしくは透明性を図るために、特に必要があると認めるときは公開することができると、条例でも定めています。このことを引用しています。

答申は、議長が職務を執行するにあたって、議員の資格あるなしを判断しながら、議会運営を行うというのは大前提となります。そのことを、町長が尊重するならば、いち早くお知らせをするというのは当然のことであります。議長の職務、進行にとっての議員資格の確認は不可欠な業務である、ここまで踏み込んで指摘をしています。議員資格のない人物を議事に参加させたのは重大な誤りだったのです。町長が自ら、大町前議員の失職問題は近く上がってくる、明確になるというのは認識をしているはずでありまして、認識しなければなりません。その上で、関係課にいち早く決裁に回してくるよう事前に指導ができていなかったのは、歴然たる事実であります。そこで自分の落ち度をはぐらかしたのかという疑惑が持たれるのが、この11日付で、選管長に提出された書面です。通知ですね、停止通知。ここの裏を見ますと、決裁、これは委員会に提出されました。それぞれ担当の課長、それから課長補佐の印鑑が押してあります。ここには日付がありません。しかし、野瀬町長のところは、決裁日が令和2年8月11日となっていながら、わざわざ手書きで8月13日決裁と書いてあるんですね。ですから、12日の本

会議終了のときには間に合わなかったというのを、この手書きで表そうとしたのかなという疑惑が持たれます。そういう点でも、その答申に沿った対応しております。建部議員も指摘がありました。そういうことを平気で言えるのか。先ほど、繰り返しますけども、存否の存在そのもの、つまり、情報があるかないか自体も拒否しますという決定を町長が下したわけでしょう。それは間違いだとして取り消しなさいという答申なんです。その理由は、議長が職務をするにあたって、重要な情報だというのを指摘をしています。

そうすると、この3の中にも、議員の資格は本来、議会の自律性のもとに判断されというようにありますが、議長や議員が、正確な検察庁から来た刑の確定ですね、つまり既決犯罪通知。専門用語は知らなくても、刑が確定をした情報自体を議長や議員が知り得る立場にある。自主性の下に判断しなさいということをする意味なんですか。ここにこれを書かれた真意をお聞かせください。それが1つです。

2つ目は、当時の判断。つまり、存否自体が間違っていますよと判断されたんです。そうしますと、遡ると、8日には特別送達で役場に来ています。土曜日日曜日挟んで月曜日に担当の住民課に回付をされます。そこで決裁がされます。町長が情報を知り得た段階で速やかに議長に通知をする、これは手続法は定めがありません。これは私と総務課長や事務局長の間で、どうしたらいいんやろうという点で悩み続けたところです。けども、知り得た段階で知らせていくというのは、特別な定めがない場合であっても、この情報公開の第8条、情報公開条例の第8条で、公益性にある個人情報、本来は非公開ですけどもその公益に従って、透明性を確保するために公開することができます。それを適用することができます。

町長の経歴は、総務課長、町の幹部、大変長い経歴を持っています。そういう点でも、その違い、その意味合い、そしてその条例の適用のやり方については熟知をされているはずです。そういう点では、議員の資格があるかないかを議長が速やかに知り得て、そして適切な判断ができるようにというのは、町長の大事な仕事になります。それを、当時の判断は誤りだったというように答申がしているんですけども、ここで書いているのは、答申の趣旨に従った対応をしていますと。ここで反省がないですね。これはどうなんですか。これは2点目です。

3点目は、一般職の減給の規定と対等に並べています。その矛盾を私は指摘するんですけども、1の下から4行目、町長には適用がないものの条例第3条で懲戒処分として減給。これ、ないにもかかわらず、わざわざ対等に並べているんですね。一般職員は公務員です。町長の役割は特別公務員、政治的立場を持つ公務員です。ですから、町長の裁量が大変大きいんです。責任

を感じたら100%減額をする、8割減額する町長もございます。町長選挙で、5割減額や3割減額を公約に掲げて選挙に臨むという首長選挙もございます。全国広しで幾つもあります。そういう町長は、そういう政治的なスローガン、趣旨を掲げることができる立場なんですよね。それを、一般職とここで並べて、それと比較をして不当だと言っていることについて、これは間違いではないのかと。これは、この再議書の理由に当たらないというように思うんですが、見解を尋ねます。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今回、理由を述べさせていただきましたのは、発議第21号 町長の給与減額に関する再議について、異議ありということでの理由を申し上げているものであります。したがいまして、その範囲内においてお答えをしたいと思いますが、まずは、経過の中でおっしゃってました反省の部分。議長への報告、8月12日から24日までの12日間遅延をしたこと、これは経過の中でも、遅れたことについてはおわびを申し上げているところであります。

それから、情報公開であります。行政といたしまして、情報存否応答拒否通知を出してきて、それで公開請求がありまして、情報公開個人情報審査会に諮問をいたし、審査会では、個人のプライバシーに関わる情報であることを確認した上で、公益または行政の公平性もしくは透明性を図るため、特に必要な情報か否かについて検討した結果、例外として甲良町の議会の適法かつ適切な運営という公益の実現に必要な公開すべき情報と判断したということでございますので、その答申に基づいて、後日にはありましたが、情報公開をさせていただいたというものであります。

それと、一般職の懲戒の比較を申されましたが、これは理由で述べている私の見解、解釈でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、答申に対する町長の理解ですけど、情報存否応答拒否、あるかないかとも言いません、この回答自体、この判断自体が間違いだったというように、11月20日答申ですよ、出されているんです。こういう判断があるから、つまり、その答申が出るまでの間も、大町氏の情報については一切知らせてはならない。つまり、個別の情報公開、一般的な個人情報だというようにずっと認識をされてたから、行政の中の対応が実際に資格のない人物が審議に加わってしまったという大ミスを起こしたわけでしょう。それを答申は、中心的なところで見事に論破をして、断罪してるんですよ。その断罪されたという意識はこの再議書の中にはありませんね。こういう考え方を改めるべきだというように答申はうたっています。ですから、そのことを、

その考えをもとに続けてきた町長の判断自体で、こういう大きな不祥事を起こしてしまっているんです。ですから、そのことの反省は、大きな反省として、内外に知らせる、表明するというのが大事な政治的立場である町長としての仕事ではないんですか。お答えください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 それはそのとおりだと思います。

いずれにしても、基本的人権を守る、犯罪履歴通知については、個人情報保護の観点から非公開をするという内部のルールでやってきたことは事実でありますし、検討のさなかにおいてもそうでありました。しかし、質問おっしゃいましたように、町長の判断がそれをもって正しく行えたかどうかについては、おっしゃるとおりでありますので、その判断が遅れたということについては申し訳なく、おわびするところでありまして、そのとおりであります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 はぐらかさないでほしいんです。情報公開条例第8条の対応をなったら、角度を変えて、存じ上げていたのか。認識されてたはずだと思いますけども、どうなんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 いずれにしても、行政ルールに基づいて、時経過で報告説明してきたとおりでありますので、私の判断の至らなさについては素直に反省をしております。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 この減給は、総務民生常任委員会に付託されて前議員の失職に関する事項と産業建設文教常任委員会に付託された令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告、および令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算に関する事項の2つの案件について減給されたもので、委員会付託されるような失態を起こしているのに、野瀬町長は自分には関係がないことであると言いたげな再議を出してきました。20%6か月ということであるのに、いかにも今回は60%を議員が出してきているように書かれております。2つの案件は、臨時議会でも言いましたが、野瀬町長がしっかりと部下の指導監督ができていれば防げた案件でありますので、この減給は妥当なことでありますので、賛成といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 発議第21号に賛成の立場で討論します。

首長の減給条例提出は、首長の政治的決定、政治的決意、決断を内外に示すものだと考えています。今まで数々の不祥事、否定的事件が報道されてしまいました。行政発の事柄がほとんどなんですね。今回2件のうち、大町前議員の失職に関わって、議決のやり直しが大きな見出しで全国版にまで報道され、しんいを落とされてしまいました。実は、8月臨時会初日の議決のときには、失職は知る由もなかったわけですが、12日、最終日の採決時にも議員資格のない大町氏が参加していたことから、大々的に報道されてしまいました。この時点で、第一義的には、失職を知り得ていたはずの大町氏に責任があり、議長とともに町長が大町氏に抗議の意を表明すべきだったと考えます。法的手続の空白を強くアピールをしておくべきだったと思いますし、今もその必要性は残っています。

その上で、内部管理、監督指導が欠如していたことは、検査の中で明らかだと思えます。また、答申が指摘をしたこともその判断の前提として、町長が認識がなかったことが先ほどの質疑の中でも明らかになったと思えます。

委員会の中で指摘してきましたが、町長の公約、職員の向上力に反していたわけです。だからこそ、信頼回復に向けての政治的メッセージの強さを示してほしいと私は強く思いました。

町長の提案はしょうびんです。信頼を深く傷つけた重要性に比べて軽過ぎ、その再議書の理由のどこからも反省していることがうかがえません。そして、同じような行政内部のたがが外れたような不祥事を繰り返しているのか、分析も検証もされていないように私は感じました。

そういう点で、発議21号に賛同をしたいと思います。

○阪東議長 ほかありますか。

丸山議員。

○丸山議員 私も、発議第21号に賛成し、再議第10号には賛成できないものであります。

一般町民の方は、いきなりこの2件の事件に対して60%もやったんはちょっとやり過ぎじゃないかという声も聞きました。それは違う。40%は町長の説明責任の部分が残っておる。だから、それに関しては、町長が説明責任をしていただければ、40%はいつでも消えるということで説明しております。この今の2件の事件の責任としましての20%は、この間から言っておりますが、当然なことだと思い、これはトップとして、これから行政を引っ張っていく立場として、このぐらいのペナルティーはしょうがないと思う

ところであります。

道路交通法でいえば、違反切符を切られた上に違反をしたら、どんどん加算されていく、そういうような意味があつて重なった今回の事例で60%という思いがあると思うんですが、これはそういう意味でないということを判断して、発議第21号に賛成、何回も言いますが、再議書10号には反対とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

反対討論をさせていただきます。

水道会計の方は論ずるに値しません。しかしながら、この大町善士雄前議員の失職に関する事項なんですけど、わざわざ地方自治に詳しい弁護士さんに問い合わせたわけではないんですけど、ほかの件で会話する機会がありました。そこで軽く、今甲良町でこういう件が起こっているんですがと質問したところ、もし町長が早い段階で大町善士雄氏の個人情報を出した場合、それに対して大町善士雄氏が提訴した場合、これどうなるんですかと問い合わせたところ、ここの法の整備ができていないと、今現在。もしガチンコで裁判になった場合、五分五分じゃないかという解釈をされておりました。

したがって、この個人情報のくくりが強いのか、議会、地方自治の方が強いのか、どうしたものかというところなんですけど、もし、これを聞いて、私の判断は、やはりこの大町善士雄氏の件に関して、この前からも言っておりますが、ちょっと酷じゃないかというところで、この再議が出されていなければ、再議どころか、町長が10%3カ月、自ら律したところを出していなければ、21号に賛成の立場なんですけど、自らの初めて律されたというところを尊重すべきでないかという点からしまして、反対討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより再議第10号を採決します。

本案は起立により行います。

本案を、さきの議決のとおり、原案可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、再議第10号、発議第21号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の再議の件は、さきの議決のとおり、原案可決することに決定しました。

次に、日程第7 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

次に、日程第8 委員会閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申入れがありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○**野瀬町長** 令和2年12月甲良町議会定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月4日から本日11日まで8日間の会期で議案審議をいただきました。町長提案の議案13件について、議案第68号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例を除きまして、他の12件につきまして、原案どおり可決をいただき、ありがとうございました。

本日提案をいたしました再議第10号につきましては、私の再議については否決であり、原案可決をされました。議会提案で町長の給与条例を改正、減額したことに異議ありとした主張は認められませんでした。

国におきましては、年明けに予定をされている地方創生臨時交付金を含む2020年度の第3次補正予算と新年度予算を連続させ、15カ月予算編成を示されております。これに伴いまして、本町としても必要な対応をしておきたいと考えておるところであります。

コロナウイルス感染症対策は、12月に入って町内でも感染者が発生して

いることから、県からの情報収集と適切な行政対応に努め、町民に分かりやすい啓発を引き続き行っていきたいと考えております。

これから年末年始を迎え、いよいよ寒さ厳しくなっています。コロナウイルス、インフルエンザに感染しない防止対策と、おひとりおひとりの体力づくりで乗り切っていただきますようお願い申し上げます。

12月定例会閉会のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**阪東議長** これをもって、令和2年12月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さんでした。

(午前10時20分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康